

国家公務員倫理規程違反に関する処分等について

- 1 水産庁の職員が国家公務員倫理規程に違反する行為を行っていたことが明らかになったことから、事実確認を行い、国家公務員倫理審査会と協議の上、本日、関係職員の処分等を行いました。
- 2 このようなことが二度と起こらないよう、職員に対する国家公務員倫理規程の遵守の徹底などの再発防止策を講じてまいります。

1 被処分者及び処分の内容

- (1) 当事案関係者 5名
 - ア) 懲戒処分 3名 (戒告 3名)
 - イ) 矯正措置 2名 (訓告 1名、嚴重注意 1名)
- (2) 管理監督者 2名
 - 処分を受けた職員の当時の上司であった水産庁資源管理部遠洋課長
 - 矯正措置 2名 (嚴重注意)

2 事実内容

水産庁の補助事業である鯨類捕獲調査事業に関し、水産庁の職員が国家公務員倫理規程に違反する行為を行った疑いがあると思料されたため、関係当庁職員、鯨類捕獲調査事業の実施主体である(財)鯨類研究所及び(財)鯨類研究所と用船契約を締結している共同船舶(株)等に対する調査を行ってきました。

この結果、5名について鯨類捕獲調査下船後、共同船舶(株)から鯨肉を受領していたことが確認できました。

この行為は、国家公務員倫理規程に違反するとともに、官職の信用を著しく傷つけ、官職全体の不名誉な行為であることから、関係職員の処分等を行いました。

3 再発防止策

水産庁として今回の事案を重く受け止め、国家公務員倫理規程違反を二度と起こさないため、以下の取組を行い、再発防止に努めます。

- (1) 部課長等の管理者に対し、今回の違反事例の態様の周知と併せて、国家公務員倫理規程について十分理解する必要があること、部下職員を指導する立場にあることを庁議等の場で指導徹底する。
- (2) 倫理に関する研修内容等を充実し、職員の倫理意識の向上を図る。

<添付資料>

- ・ 別紙 処分の概要

お問い合わせ先

水産庁 漁政部

漁政課長 太田 (おおた)

代表 03-3502-8111 (内線 6521)

ダイヤルイン 03-3591-6732

水産庁 漁政部

漁政課 課長補佐 (管理班) 濱田 (はまだ)

代表 03-3502-8111 (内線 6503)

ダイヤルイン 03-3591-0988

処 分 の 概 要

1 当事案関係者 5名

(1) 懲戒処分 3名

戒 告 3名

行 為 の 内 容
○利害関係者から物品の贈与 2回 贈与額 約5万6千円～6万3千円相当 ○役職名 九州漁業調整事務所係長（行為時：水産庁係長）（43歳・男性）
○利害関係者から物品の贈与 1回 贈与額 約6万1千円～6万5千円相当 ○役職名 水産庁係長（行為時：仙台漁業調整事務所係員）（36歳・男性）
○利害関係者から物品の贈与 1回 贈与額 約4万円～4万8千円相当 ○役職名 水産庁係長（行為時：水産庁係員）（33歳・男性）

(2) 矯正措置 2名

ア 訓 告 1名

行 為 の 内 容
○利害関係者から物品の贈与 2回 贈与額 約7万円相当 ○役職名 他府省係長（行為時：水産庁係員）（36歳・男性） ※1 他府省にて措置を行う。 ※2 この職員は、共同船舶から求められた金額を支払ったが、市場価格より低価格であった。

イ 嚴重注意 1名

行 為 の 内 容
○利害関係者から物品の贈与 1回 贈与額 約1万5千円～2万6千円相当 ○役職名 地方自治体出向中（行為時：水産庁係員）（30歳・男性） ※1 水産庁復帰後に速やかに措置を行う。 ※2 この職員は、いったん受領したものの、一か月後に全量を返還している。

2 管理監督責任 2名

矯正措置 2名（嚴重注意）

- 国立大学法人出向中（当時水産庁資源管理部遠洋課長）
※水産庁復帰後に速やかに措置を行う。
- 水産庁次長（当時水産庁資源管理部遠洋課長）